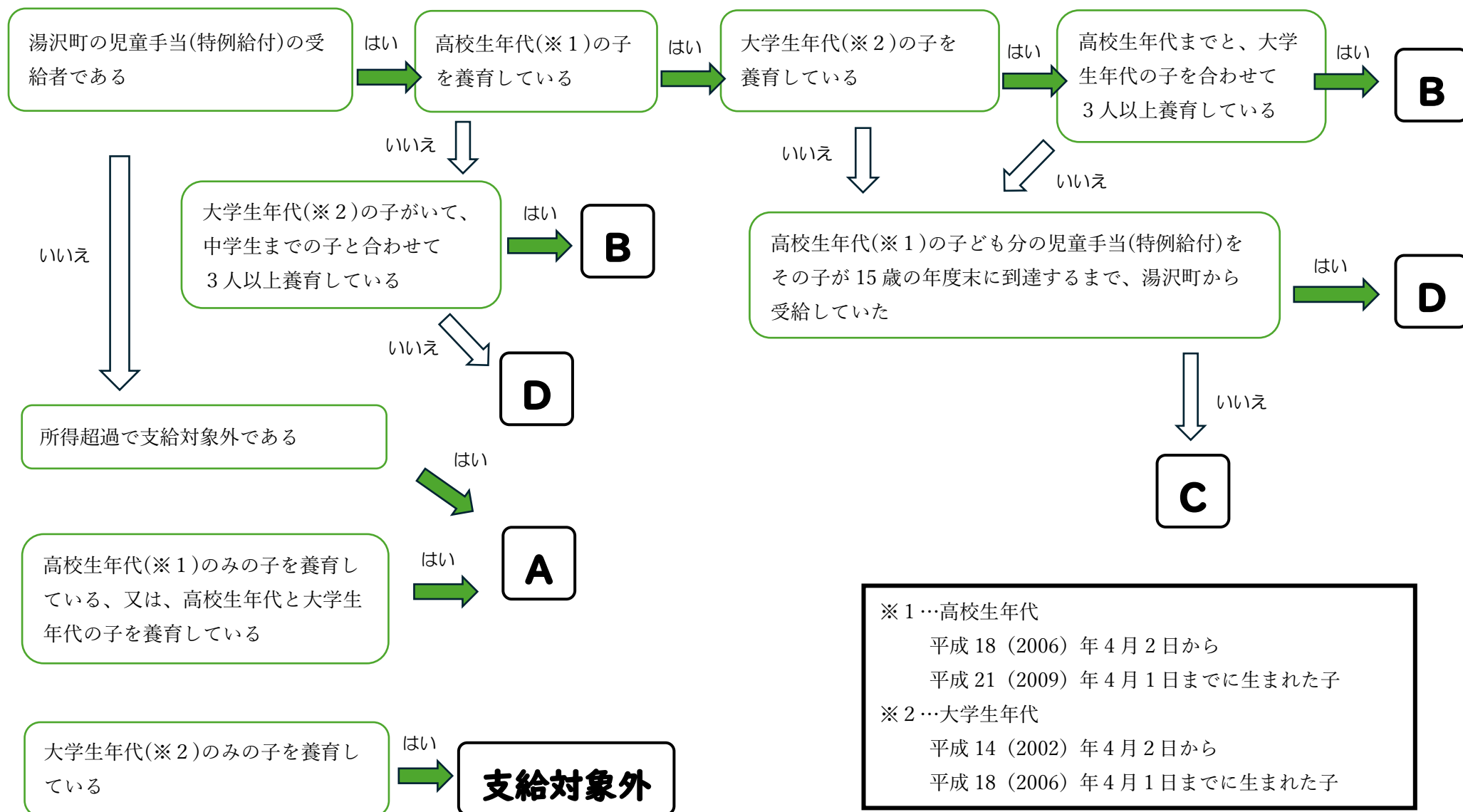


★児童手当手続確認フローチャート（生計中心者が公務員の場合や、他市町村から児童手当（特例給付）を受給している場合を除く）



*次ページで該当のアルファベットの手続き内容を確認してください。どれにも該当しない場合は、町民課までお問い合わせください。

Aに該当する方は、手続きが必要です。 以下の書類を提出してください。

○認定請求書

- ・監護相当・生計費の負担についての確認書（養育している子が3人以上いる場合は、大学生年代の子について記入し、提出が必要。）
- ・別居監護申立書（高校生年代までの子と別居している場合のみ必要。大学生年代の子については不要。）

○本人確認書類（マイナンバーカード又は運転免許証の写し、請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し、健康保険証の写し）

Bに該当する方は、手続きが必要です。 以下の書類を提出してください。

○額改定認定請求書

○監護相当・生計費の負担についての確認書（養育している子が3人以上いる場合は、大学生年代の子について記入し、提出が必要。）

- ・別居監護申立書（高校生年代までの子と別居している場合のみ必要。大学生年代の子については不要。）

○本人確認書類（マイナンバーカード又は運転免許証の写し）

Cに該当する方は、手続きが必要です。 以下の書類を提出してください。

○額改定認定請求書

- ・別居監護申立書（高校生年代までの子と別居している場合のみ必要。大学生年代の子については不要。）

○本人確認書類（マイナンバーカード又は運転免許証の写し）

Dに該当する方は、手続き不要です。 **多くの方がこちらに該当します**

現在児童手当を受給しており、

15歳の年度末に到達するまで湯沢町から受給していた高校生年代の子がいる場合および中学生修了前の子が3人以上いる場合は、申請不要で額改定（増額）します。

また、養育している子が2人以下でいずれも中学生修了前の場合は、手当額に増減がないため申請不要です。

所得超過により、特例給付を受給している方は、申請不要です。

※制度改正に伴って、児童手当の支給額に変更のある方には、「児童手当改定通知書」を発送いたしますので、今しばらくお待ちください。